

埼玉県青少年健全育成条例（抄）

（有害図書等の指定及び売買等の禁止）

第11条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するとき
は、当該図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の犯罪又は自殺を著しく誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 (略)

3 (略)

（審議会への諮問）

第25条 知事は次に掲げる場合は、埼玉県青少年健全育成審議会に諮問しなければならない。ただし、第1号、第2号、第4号又は第5号に掲げる場合において、緊急を要し、審議会を招集するいとまがないときは、この限りでない。

- (1) 第10条の規定により推奨をしようとするとき。
- (2) 第11条第1項、第12条第1項、第16条第1項又は第16条の2第1項の規定により指定をしようとするとき。

以下（略）